

第 7 章	内閣	名前:	日 付	No.01

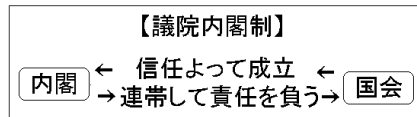
[問題 1]

国民の意思を代表する国会の信任にもとづいて内閣がつくられ、内閣は国会に対して責任を負うしくみを何というか。

[解答欄]

議院内閣制

[解説]



内閣総理大臣(首相)は、国会議員の中から国会が指名して、天皇が任命する。衆議院で多数をしめる政党の党首が内閣総理大臣に指名されることが多い。

国民が直接内閣総理大臣を選ぶのではなく、国民が選挙によって選んだ議員で構成される国会が内閣総理大臣を選ぶ制度をとっている。

すなわち、国民主権は、国民→国会→内閣(総理大臣)と、国会を通して間接的に働くことになる。

内閣は、国民を背景にもつ国会に対して連帯して責任を負うが、これは、国民→国会→内閣という国民主権の原理の当然の帰結である。

したがって、内閣が国会の信任を失えば、存続の基礎を失うことになる。衆議院は内閣の行う行政が信頼できなければ内閣不信任の決議を行うことができる。

このように、**内閣が国会の信任にもとづいて成立し、国会に対して連帯して責任を負う制度を議院内閣制という。**

[問題 2]

右の表は、国会における内閣総理大臣を指名する投票において、A～D の 4 人の議員が衆議院と参議院でそれぞれ獲得した票数を表している。

この表と次の文を読んで、下の各問いに答えなさい。

この投票の結果を受けて、(①)が開かれたが、結論が出なかった。

そのため、日本国憲法にもとづいて、(②)が内閣総理大臣に指名されることになった。

議員	衆議院	参議院
A	155 票	142 票
B	14 票	10 票
C	70 票	38 票
D	241 票	52 票

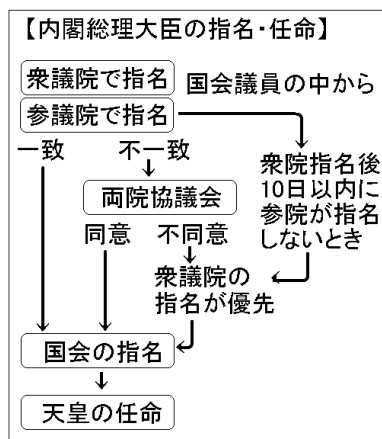
(1) 文中の(①)にあてはまる語句を漢字 5 字で答えなさい。

(2) 文中の(②)に入る議員はだれか。表中の A～D から 1 人選びなさい。

[解答欄]

(1) 両院協議会	(2) D
-----------	-------

[解説]



内閣総理大臣(首相)は、**国会議員の中から国会が指名**する。国会議員であれば衆参どちらの議員でもかまわない。衆議院と参議院が異なった議決をしたときは、まず**両院協議会**が開かれる。

両院協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の議決が国会の議決になる。

問題の表では、衆議院では D が、参議院では A が内閣総理大臣に指名され、両院協議会を開いても意見が一致しなかったため、衆議院が指名した D が内閣総理大臣に指名された。

国会の指名にもとづき、**天皇が任命**する。

「天皇の任命」は形式的な国事行為であり、国会が指名したものを天皇が拒否することは憲法上ありえない。

[問題 3]

内閣総理大臣はどのようにして決められるか。次のア～エから記号で 1 つ選びなさい。

ア 衆議院が任命する。 イ 天皇が指名する。

ウ 参議院が任命する。 エ 国会が指名する。

[解答欄]

[解答]エ

[問題 4]

首相について正しいものを、次のア～オから 2 つ選べ。

- ア 首相は衆議院議員でなければならない。
- イ 首相は国会議員でなければならない。
- ウ 衆議院で多数をしめる政党の党首が首相になることが多い。
- エ 首相は国務大臣の中から選ばれる。
- オ 首相は国民によって直接選ばれる。

[解答欄]

イ、ウ

[問題 5]

次の文を読んで各問いに答えなさい。

内閣は、内閣総理大臣とその他の国務大臣で構成され、国会に対して連帯責任を負っています。

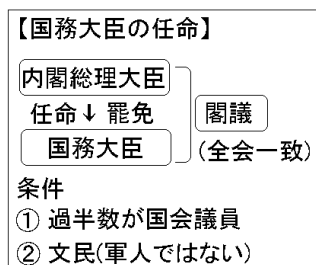
総理大臣は、(A)議員の中から国会の議決で指名され、国務大臣の(B)は国会議員の中から選ばれます。内閣の方針は、内閣総理大臣を中心とする会議できめられています。

- (1) A、B の空欄にあてはまる語句を書きなさい。
- (2) このようなしくみを何といいますか。
- (3) 文中下線部の会議を何といいますか。

[解答欄]

(1)A 国会	B 過半数	(2) 議院内閣制	(3) 閣議
---------	-------	-----------	--------

[解説]



内閣を構成する国務大臣は内閣総理大臣が任命する。(国会の承認、天皇の任命などは不要である。)

また、内閣総理大臣は任命した国務大臣を自由に罷免できる。憲法が内閣総理大臣にこのような強い権限を与えているのは、内閣におけるリーダーシップを発揮できるようにするためである。

国務大臣選任には 2 つの条件がある。1 つは、選任される国務大臣の過半数が国会議員であることである。

逆に言えば、国会議員以外から国務大臣を選ぶことができる。条件の第 2 は、国務大臣は文民(軍人でない人)でなければならないことである。例えば、自衛隊の将官を防衛大臣に任命することは憲法上許されない。

行政の運営についての議事は閣議で行われ、閣議の決定は全会一致で行われ、普通は秘密会である。

内閣総理大臣は、全会一致にならない場合、必要があれば、意見の合わない大臣を罷免できる。

[問題 6]

内閣に関する記述として、正しいものを次から1つ選んで記号を書きなさい。

- ア 内閣総理大臣は、衆議院議員の中から選ばれる。
 イ 内閣総理大臣は、国务大臣を任免できる。
 ウ 国务大臣はすべて国会議員でなければならない。
 エ 内閣は、法律や予算を制定する。

[解答欄]

イ

[解説]

アは誤り。内閣総理大臣は通常、衆議院議員の中から選ばれるが、憲法上は参議院議員であってもかまわない。

ウは誤り。国务大臣の過半数が国会議員であればよい。

エは誤り。内閣は法律案や予算案を作成して国会に提出する。法律や予算を制定するのは国会である。

[問題 7]

次の文の①～⑥に適語を入れなさい。

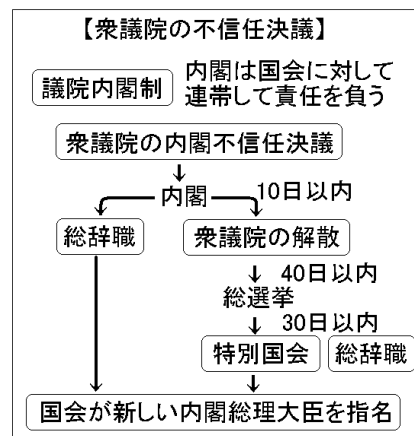
国会が内閣の行う行政を信頼できなければ、衆議院は(①)の決議を行います。(①)が決議されると、内閣は(②)日以内に衆議院を(③)するか、(④)しなければなりません。

内閣が衆議院を(③)した場合でも、総選挙後の初めての(⑤)国会で内閣は(⑥)しなければなりません。

[解答欄]

①内閣不信任	②10	③解散	④総辞職
⑤特別	⑥総辞職		

[解説]



内閣は行政権の行使について国会に対して連帯して責任を負っている(議院内閣制)。

衆議院は内閣の行う行政が信頼できなければ内閣不信任の決議を行うことができる。

憲法は69条で「内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければならない。」と定めている。

衆議院が内閣不信任を決議したときは、「国民→国会→内閣」という関係がくずれるので、内閣は存続の基礎を失うことになる。

不信任をつきつけられた内閣が行うべき一つの方法は総辞職である。

総辞職を行った場合、国会が新しい内閣総理大臣を指名することになる。

もう一つの方法は、逆に、衆議院を解散することである。

「国民→国会→内閣」という関係からすれば、おかしいような感じがするかもしれないが、解散後行われる総選挙によって主権者たる国民の審判を受けることができるので、国民主権の観点からは、むしろ好ましいといえる。

衆議院が解散されてから40日以内に衆議院議員総選挙が行われる。そして、選挙後30日以内に特別国会が開かれる。この時点で、もとの内閣は総辞職を行う。

特別国会では、新しい内閣総理大臣が指名される。

戦後、内閣不信任案が可決されたのは、1948年(第2次吉田内閣)、1953年(第4次吉田内閣)、1980年(第2次大平内閣)、1993年(宮澤内閣)の4回だけである。その4回とも、総辞職ではなく、衆議院の解散が行われた。

いっぽう、内閣も、内閣不信任決議が可決された場合に限り、国民の意思を問う必要がある場合には、衆議院の解散を行うことができる。

[問題 8]

次の文を読み、以下の各問いに答えなさい。

内閣総理大臣は国会議員の中から指名され、(①)を総理大臣が任命して、内閣が組織される。

内閣は(②)に対して連帯して責任を追い、内閣が責任を果たしていないと判断されると、不信任が議決される。

(1) 文中①、②にあてはまる言葉を、次の[]から選んで答えなさい。

[国会 内閣 裁判所 国務大臣 衆議院議長 国民]

(2) この文が示す国会と内閣の関係を基本とする政治の仕組みを何というか。

(3) 内閣不信任が議決され、衆議院を解散しないとすると、内閣はどうしなければならないか。

[解答欄]

(1)①国務大臣	②国会	(2) 議院内閣制	(3) 総辞職
----------	-----	-----------	---------